

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第106回 憲法53条に基づく臨時会の召集と「憲法適合的世論」

憲法問題対策センター副委員長 平 裕介 (61期)

1 憲法は、国会の会期として、常会（毎年1回定期に召集される会）、臨時会（臨時の必要に応じて召集される会）、特別会（衆議院が解散され総選挙が行われたのちに召集される会）の3つを区別している（52条・53条・54条1項）。このうち、臨時会（新聞等では「臨時国会」と称されている）について、憲法53条は、「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」と規定する。同条後段の趣旨は、会期について少数派の意向を尊重する点にあり、政治的な理由で召集を不当に遅延することは制度の趣旨に反するものと解されてきた*1。

2 2020年6月10日、那覇地裁は、臨時会の召集に関して、次のように判示した。すなわち、「憲法53条後段に基づく臨時会の召集要求に対して、内閣は臨時会を召集するべき憲法上の義務があるものと認められ（中略）法的義務であると解されることから、同条後段に基づく召集要求に対する内閣の臨時会の召集決定が同条に違反するものとして違憲と評価される余地はある」とし、同決定も司法審査の対象となる旨述べた。もっとも他方で、「召集要求をした国会議員に対して、内閣が国賠法1条1項所定の職務上の義務として臨時会の召集義務を負うものとは解されない」とし、内閣は、召集要求をした個々の国会議員に対し、国賠法1条1項所定の賠償義務を負う余地はないとした*2。

この判示によれば、国家賠償請求訴訟以外の訴訟類型であれば、請求認容の違憲判決を導く余地が

あるという見方もあるだろう。実際に、本年7月の野党議員らの臨時会の召集要求に関し、本年8月4日、岡山の弁護士らが臨時会の召集を命じるよう求める「義務づけ」の裁判を東京地裁に起こす方針を明らかにしている*3。

3 ところで、本年6月中旬、首相官邸がホームページに掲載した三権分立と国民（主権者）に関する説明図が、22年ぶりに修正された。「内閣」から「国民」に向けた矢印に「行政」と付記されたものにつき、市民から多くの批判があったことから、その矢印を逆向きにして「世論」と付記するものに差し替えたのである*4。修正後の方が、国民主権（前文1項、1条）の趣旨に適合し、小学校から高校までの社会科学等の教科書で用いられる多くの説明図とも整合するため、上記修正は適切であったといえる。

4 話を戻すと、臨時会の召集につき司法権による救済を図る（事実上、上記「義務づけ」の訴訟を提起し、請求認容判決を得ることなどによって臨時会の召集を間接的に強制しようとする）ことに関して、訴訟要件の点など法的救済のためのハードルは低くはないだろう。そうすると、安倍政権下において事実上死文化した憲法53条を蘇生させるためには、市民の「世論」の力が特に重要なものとなる。

当センターは、世論が憲法やその趣旨に適合するものになるよう街頭宣伝や憲法教育等、様々な活動を行っており、いわば「憲法適合的世論」の形成を図っている。本稿も、憲法適合的世論の構築に少しでも寄与できるものとなれば幸いである。

* 1：芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第七版』（岩波書店、2019年）320～321頁参照。

* 2：那覇地判2020（令和2）年6月10日裁判所ウェブサイト・LEX/DB25565871。

* 3：「野党要求の臨時国会『早期に召集を』弁護士ら提訴へ」朝日新聞2020年8月5日朝刊27面参照。

* 4：「三権分立図 炎上『国民→内閣』に修正 官邸HP」毎日新聞2020年7月27日朝刊25面参照。